

まいぞうぶんかざい 埋蔵文化財の取り扱いについて

知多市歴史民俗博物館

埋蔵文化財の取り扱いについて

「埋蔵文化財」とは、地中に埋蔵されている文化財のことです。埋蔵文化財には集落跡、貝塚、古墳、古窯、城跡等の「遺構」と、土器や石器等の「遺物」があり、遺構と遺物のまとまりを「遺跡」といいます。埋蔵文化財は、地域の文化や歴史を理解する上で大変重要なものであり、未来へ残していかなければなりません。

埋蔵文化財の存在が知られている土地のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」と言います。建設、道路、土地改良、水道・ガス管設置、土取り等、周知の埋蔵文化財包蔵地内で土地の掘削を伴う工事を行う場合には、文化財保護法で定められた手続きが必要です。知多市においては、埋蔵文化財に関する業務は知多市歴史民俗博物館(以下、博物館)で行っています。

① 埋蔵文化財包蔵地の有無の照会

知多市には埋蔵文化財包蔵地が96ヵ所存在します(令和5年2月現在)。事業予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地であるかどうかを確認する際には、様式1『埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の有無 問い合わせ票』※と場所を示した地図をご用意の上、博物館で照会してください。※会社等に所定の様式がある場合は、そちらを使っ

ていただいで構いません。

埋蔵文化財包蔵地の照会に対して、以下の回答があります。

(1)埋蔵文化財包蔵地には該当しません。

手続きは必要ありません。ただし、⑥ 工事中に埋蔵文化財を発見した場合に記載のとおり、工事中に新たに埋蔵文化財を発見した場合、博物館に連絡してください。

(2)埋蔵文化財包蔵地に該当します。

② 埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いへ進んでください。

(3)埋蔵文化財包蔵地には該当しませんが、事前の調査が必要です。

埋蔵文化財包蔵地に該当しなくても、包蔵地周辺部や地形的に遺跡の存在が想定される場所や、大規模開発(目安として開発範囲が1000㎡以上等)等の場合、新たに埋蔵文化財が発見される可能性があります。工事中の発見による工事中止等を避けるため、埋蔵文化財包蔵地に該当する場合と同様に、② 埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いへ進んでください。

② 埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱い

埋蔵文化財包蔵地に該当する土地、または該当しないが事前の調査が必要と判断された土地において、土地の掘削を伴う工事を計画される場合は、土地の所有者から、様式2『埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて(照会)』を提出してください。※現地調査が不要な場合など、口頭でのやり取りのみとし、照会文の提出を省略することもあります。

埋蔵文化財は地中に埋まっているため、その深さや広がり、残存状況等がわかっていないことがほとんどです。各遺跡の調査履歴や周辺の開発状況、場合によっては現地の立ち入りや試掘確認調査による調査を

行います。なお、調査の有無や方法は個別に調整します。試掘確認調査が必要となった場合には重機を用いることがあります。その経費は博物館が負担します。これらの調査結果と予定されている工事内容と照合し、埋蔵文化財の有無や取り扱いを、次のいずれかの内容で判断します。

(1)埋蔵文化財が所在します。

埋蔵文化財の所在が確認された場合、事業者と博物館との間で埋蔵文化財の取扱いについて具体的な協議を行います。③ 協議と④ 届出へ進んでください。

(2)埋蔵文化財包蔵地に該当しますが、調査の結果埋蔵文化財は確認されませんでした。

発掘調査は不要ですが、文化財保護法に基づく届出が必要です。④ 届出へ進んでください。

(3)埋蔵文化財包蔵地には該当せず、調査の結果埋蔵文化財は確認されませんでした。

以後の手続きは不要で、工事に着手していただけます。

③ 協議

事業に伴う掘削の範囲や面積、工法等について、博物館と協議します。文化財保護のため、埋蔵文化財に影響が及ばない内容で計画を進めることが望まれます。埋蔵文化財への影響が避けられず、計画の変更もできない場合は、⑤ 指示内容において、(1)発掘調査が指示され、発掘調査を行うことになります。

④ 届出

周知の埋蔵文化財包蔵地内で工事を行う際には、愛知県知事へ事前の届出が必要です(文化財保護法第93条第1項)。工事着手の60日前までに様式3『埋蔵文化財発掘の届出について』、『別記』、添付書類(図面等)を2部(返却はしません)博物館へ提出してください。添付書類のうち、掘削の範囲及び深さが分かる図面には、その範囲を朱書きしてください。また、地盤改良を行う場合は、範囲や工法が分かる図面も添付してください。

⑤ 指示内容

埋蔵文化財発掘の届出に対し、愛知県知事から『周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事について』が市を經由して通知され、取扱いを指示されます。この取扱いの指示内容は、工事内容や試掘確認調査の結果等から判断されます。

(1)発掘調査

以下の場合発掘調査を行い、工事の影響を受ける埋蔵文化財を記録保存する必要があります。

- a. 工事による掘削や地盤改良が、埋蔵文化財に及ぶ場合
- b. 恒久的な建築物、道路その他の構造物を設置する場合
- c. その他盛土、一時的な工作物の設置等でそれが埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合

発掘調査の費用や期間、方法等については、個々に協議します。なお、発掘調査費用については、基本的には埋蔵文化財の現状を変容させる者(事業者)の負担となります。工事着手は調査終了後になります。

(2)工事立会

工事に博物館職員が立ち会います。遺物の取り上げや土層の確認等のため、一時的に工事を中断していただく場合があります。工事の日時が決まりましたら博物館へ連絡をするとともに、工事現場の責任者に立会があることをお伝えください。

(3) 慎重工事

博物館職員は立ち会いませんので、埋蔵文化財包蔵地であることを認識し、計画通り慎重に工事を行っていただきます。

(4) その他

遺跡が極めて重要であり、わが国の歴史を語る上で欠くことのできないものである場合、工事の中止を要請する現状保存が指示されることがある等、稀に特別の取扱いが指示されることがあります。

⑥ 工事中に埋蔵文化財を発見した場合

工事中に埋蔵文化財と思われるもの発見された場合は、工事を中断し、速やかに博物館へ連絡してください。埋蔵文化財包蔵地外でも、工事中に新たに埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法(第96条第1項)の適用を受けますので、工事を中断し、速やかに博物館へ連絡してください。

⑦ よくある質問

Q. 文化財保護法に定められた手続きをせずに工事をしたらどうなりますか

A. 工事の中断や、罰則が科せられることがあります。事前の照会や工事の届出、新たに埋蔵文化財を発見した場合の連絡等、文化財の保護にご協力下さい。

Q. 発掘調査にかかる費用や日数はどのくらいですか

A. 遺跡の種類や密度、調査範囲、工事内容等の条件によって変わりますが、数百㎡の調査で目安は1㎡あたり10,000～20,000円前後、日数は2～3ヶ月程度となります。

Q. 今建っている建物を取り壊して、その後新しく建てる場合も手続きは必要ですか

A. 必要です。取り壊し前に埋蔵文化財包蔵地の有無の照会をしてください。

Q. 試掘確認調査の要否はどのように判断されますか

A. 掘削の深さや範囲が広い、表層改良や柱状改良等の地盤改良を行う、遺跡が存在する可能性が高い等、地中に存在する遺跡に影響が及ぶと考えられる工事が計画されている場合は試掘確認調査が必要です。その他の場合でも、遺跡の現状を確認することで、以後の土地利用の参考にできますので、博物館までお問い合わせください。

Q. 遺跡から出土した埋蔵文化財はどのようになりますか

A. 埋蔵文化財は、国民共有の財産であり、地域や日本の歴史を明らかにするための重要な資料です。調査の出土資料は、博物館に保管し、展覧会や地域学習等に活用されます。また、発掘調査の結果は発掘調査報告書として刊行され、公開されます。

Q. 埋蔵文化財包蔵地の範囲は、どのようにして決められているのですか

A. 試掘確認調査や発掘調査のデータ、地形、伝承、地表面の遺物の散布状況等によって、範囲を決定します。新しく埋蔵文化財包蔵地となったり、範囲が変更されたりすることもあります。

民間開発における埋蔵文化財の取扱い手順

※本手順に当てはまらない場合もあります。取扱いについては、博物館と相談の上で進めてください。

埋蔵文化財に関するお問い合わせ
知多市歴史民俗博物館
知多市緑町12番地の2
Tel0562-33-1571 Fax0562-33-3424
休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)



埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の有無の問い合わせ(様式1)

埋蔵文化財包蔵地に該当する

埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、大規模開発や、埋蔵文化財の存在が想定される場合

埋蔵文化財包蔵地に該当しない

埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての照会(様式2)

埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての照会(様式2)

博物館による調査

博物館による調査
埋蔵文化財あり / 埋蔵文化財なし

埋蔵文化財発掘の届出(様式3)

県から届出に対する埋蔵文化財の取扱いの指示(博物館経由で届出者へ送付)

工事着工

発掘調査

工事立会

慎重工事

現状保存

発掘調査の実施

工事着工職員による立会調査

工事着工

開発工事の中止

発掘調査完了後、工事着工

埋蔵文化財を新たに発見

取扱いを協議

工事完了

様式1 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の有無 問い合わせ票

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の有無 問い合わせ票（知多市）

太線内をご記入いただき、確認したい土地を示した地図（住宅地図等）とあわせ、知多市歴史民俗博物館窓口、FAX（0562-33-3424）、メール（museum@city.chita.lg.jp）で照会してください。（周知の埋蔵文化財包蔵地の該当の有無について回答します。）

照会年月日	年 月 日		
照会者	会社名： 担当者名： 電話番号：	太枠内を記入し、 地図を添付して 博物館で照会し てください。	
照会地住所	(別添地図参照)		
目的	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 店舗・会社・工場 <input type="checkbox"/> 電柱・電波塔 <input type="checkbox"/> 土地の調査・鑑定	<input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> ガス・水道 <input type="checkbox"/> 区画整理・造成 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 分譲住宅 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 建物解体
回答方法 (窓口以外の照会 の場合、希望方 法のチェックと 番号等を記入)	<input type="checkbox"/> 電話による回答 <input type="checkbox"/> FAX による回答 <input type="checkbox"/> メールによる回答 番号、アドレス：		

回答日・回答者	年 月 日 回答者（	内容について、 博物館で確認後 回答します。
回答と今後の 取り扱い	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地には該当しません。 <small>・今後の手続きは必要ありません。工事中に新たに埋蔵文化財が発見した場合、速やかに博物館に連絡してください。</small> <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地に該当します。遺跡名（ ） <small>・掘削を伴う工事を予定している場合、埋蔵文化財を保護するため、事前の調査や所定の手続き等が必要です。「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて」を提出し、取り扱いについて協議してください。 <small>・本照会では調査・鑑定等のみで、工事を予定していない場合、土地所有者や今後工事を行う会社へ本回答内容をお伝えください。</small> <input type="checkbox"/>埋蔵文化財包蔵地には該当しませんが、事前の調査が必要です。 <small>・周辺環境や工事内容から、新たに埋蔵文化財が発見される可能性があります。工事中の発見による工事中止等を避けるため、「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて」を提出し、取り扱いについて協議してください。</small> </small>	
連絡先	知多市生涯学習スポーツ課 知多市歴史民俗博物館 住所 〒478-0047 愛知県知多市緑町12番地の2 開館時間 午前9時00分～午後5時00分 休館日 月曜日（祝日の場合は直後の平日） 電話番号 0562-33-1571 FAX 0562-33-3424 ホームページ http://www.city.chita.lg.jp	

様式2 埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）

年 月 日

知多市歴史民俗博物館 様

土地所有者住所 〒

土地の所有者の
現住所等を記入
してください。

氏名

電話番号

埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）

2 掘削の深さの目安は、試掘確認調査の要否の判断に必要ですので、「最大40cm程度」「深さ2mの柱状改良予定」など、詳細に記載してください。また、図面があれば添付してください。

で、区域内の埋蔵文化財所在の有無と、
いて照会いたします。また、知多市歴史
及び試掘確認調査に伴う土地の掘削と、
告します。

記

計画が確定してい
ない場合は予定で
かまいません。

- 1 事業計画の内容
- 2 掘削の深さの目安
- 3 事業予定地住所
- 4 事業予定面積
- 5 事業予定期間 年 月から 年 月まで
- 6 添付図面

位置図（1/2,500程度）、その他参考となる書類、図面

- 7 連絡先（代理人（不動産業者等）がいる場合のみ）

住所 〒

会社名

氏名

電話・FAX

博物館と協議をする方が、
土地所有者と異なる場合
に記入してください。

各様式は市HPから
ダウンロードでき
ます。

様式3 埋蔵文化財発掘の届出について（照会）

第 号

愛知県知事 殿

届出者の住所、名前（法人の場合は会社名、代表者名）、を記入してください。押印は不要です。

住所

氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出〕・通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法〔第93条第1項・第94条第1項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、〔届出〕・通知します。

記

1. 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に 等の
内容（別記一覧に記入）

①位置図は、1/25000 程度と、1/2500 程度（住宅地図でも可）の地図上で位置を示してください。

2. 添付書類

①土木工事の計画区域を示す現況図（位置図）

②区域内の計画構造物等の配置を示す図

③掘削の範囲及び深さのわかる図面（基礎平面図）
朱書きで記入）

④計画構造物等の立面図

③、④は、掘削範囲が分かるよう、図面上に朱書きをしてください。

※地盤改良を行う場合、その図面も添付してください。

様式3 別記

別記

93条第1項 94条第1項
(○で囲むこと)

県文書番号

1～3、5～10を記入してください。4は提出後に博物館で記入します。

1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等：		
	住所：		
4. 遺跡の種類	集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 窯業遺跡 その他の生産遺跡（ ） 祭祀遺跡 遺物散布地 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 宅地造成 区画整理 公園造成 学校 個人住宅 集合住宅 工場 その他建物（ ） ガス 水道 下水道 電信電話 農業関連 土砂採取 観光開発 その他開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名：		
	住所：		
7. 施行責任者	氏名：		
	住所：		
8.着手予定時期	年 月 日	9.終了予定時期	年 月 日
10.参考事項			

6は届出者、7は建築業者

市町村教委意見	取扱い	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他（ ）
	理由				

指導事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他（ ）
起案者	決裁日	発送日	引継	

『埋蔵文化財発掘の届出について』、『別記』、添付書類①～④の順でそろえ、2セットを博物館に提出してください。また、担当者の連絡先（名刺等）を添えてください。

〔注意事項〕①太線内は届出・通知者が記入。のない場合は（ ）内に記入。契約の両当事者の氏名及び住所を所の所在地を記入。④市町村教委